平成２１年（フ）第２０６６号
広島市南区宇品御幸３丁目14番23―302号
債務者　清水　　翔
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第８２号
福岡県筑後市大字熊野1673番地１　田村戸建８号
債務者　石丸　久光
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１４号
福岡県八女郡広川町大字川上517番地
債務者　桐明　時子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第１１６号
福岡県八女郡広川町大字広川1255番地６　サンコーポラス下広川２棟405号
債務者　西田美穂子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２１年（フ）第５３号
静岡県菊川市嶺田2262番地の１
債務者　衛　　梅子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月22日午後２時
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２１年（フ）第３３５０号
横浜市金沢区洲崎町12番８号
債務者　佐々木　勝
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３４５号
神奈川県大和市鶴間２丁目16番36号　コーポ瀬沼201
債務者　奈良輪みどり（旧姓阿保）
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３７０号
横浜市緑区中山町70番地３　さつきハイツ201号
債務者　柳沼　恒良
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４８号
横浜市保土ケ谷区川島町1218番地
債務者　五十嵐邦男
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４４９号
横浜市保土ケ谷区川島町1218番地
債務者　五十嵐万亀子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月４日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１４３号
秋田県仙北市田沢湖神代字街道北346番地
債務者　能美　　新
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月18日午後４時30分
秋田地方裁判所大曲支部

平成２１年（フ）第８３２号
栃木県大田原市南金丸1902番地３
債務者　橋詰　敏子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月19日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２１年（フ）第９９７号
岡山市東区西大寺松崎447番地67
債務者　木村　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第９４号
熊本県八代市豊原中町423番地２
債務者　藤原　あき
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月５日午後１時30分
熊本地方裁判所八代支部

平成２１年（フ）第６７６号
青森市大字三内字玉作２番地13　花田荘１階
債務者　赤坂恵美子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月11日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６３号
広島県福山市赤坂町大字赤坂1192番地７、旧住所広島県福山市津之郷町大字津之郷2244番地４
債務者　中村　康子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月16日午後４時
広島地方裁判所福山支部再生・破産係